## 茨城県助成金・支援金・助成金

・水戸市事業継続応援支援金(水戸市)

対象:以下の全てに該当するもの

- ・市内に事業所を有する法人若しくは個人事業主又は市内に住所を有する個人 事業主であること。
- ・令和3年11月から令和4年3月までの期間内で、前年、前々年又は3年前の同月比で売上が30%以上減少した月があること。
- ・令和3年10月以前に営業を開始しており、今後も営業を継続する意思を有すること。
- ・水戸市暴力団排除条例(平成 24 年水戸市条例第 2 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団, 同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。

https://www.city.mito.lg.jp/001437/001445/p025315.html(水戸市 HP)

· 令和 4 年度結城市中小事業者等持続化支援金(結城市)

対象:以下をすべて満たすもの

- ・中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当し、市内に本店を有する法人及び市内に事業所を有する個人事業主
- ・令和3年4月1日の時点で、市内において事業を行っていること。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年10月から令和4年3月までの任意の一月(対象月)の売上金額が、前年同月または前々年同月(比較月)と比較して30%以上減少していること。
- ・法人にあっては比較月の属する事業年度、個人事業主にあっては比較月の属 する年分の確定申告を行っていること。
- ・市税等が完納されていること。
- ・今後も市内で事業を継続すること。この場合にあって、新型コロナウイルス 感染症の影響による休業は、事業を継続しているものとみなす。
- ・市で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。

https://www.city.yuki.lg.jp/page/page007536.html(結城市 HP)

・新型コロナウイルス感染症対策チャレンジ事業支援補助金(ひたちなか市) 対象:市内に事業所を有している中小企業等又は本社の所在地が市内である事 業者により構成された団体

https://www.city.hitachinaka.lg.jp/business/sangyo/1007213/1009983. html(ひたちなか市 HP)

- ・新型コロナウイルス感染症対策デジタル技術活用促進補助金(ひたちなか市) 対象:以下をすべて満たすもの
- ・市内に事業所を有する中小企業もしくは市内に事業所または住所を有する個 人事業主および市内に事業所を有し、資本金(出資金)または従業員数(職員 数)が中小企業基本法第2条第1項の基準と同等
- ・申請時点において市税に未納が無いこと(納税猶予の特例対象者を除く)。
- ・性風俗関係特殊営業を営んでいないこと。
- ・暴力団関係者でないこと。

https://www.city.hitachinaka.lg.jp/business/sangyo/1007213/1009982. html(ひたちなか市 HP)

·小規模事業者持続化支援金(那珂市)

対象:次のすべての要件を満たす事業者が対象となります。

- (1) 令和2年4月1日から令和4年2月4日(低感染リスク型ビジネス枠の場合は令和4年3月9日)までの間に持続化補助金の申請を行い、令和5年3月31日までの間に交付を受けていること
- (2) 市内に住所を有し事業を営む個人事業主又は市内に本社・本店を有する中小企業者であること
- (3) 申請時点において、市税に滞納がないこと https://www.city.naka.lg.jp/page/page006868.html(那珂市 HP)
- · 令和 4 年度行方市事業者経営支援金(行方市)

対象:市内に本社を置く法人もしくは市内に事業所を有する個人事業者又は市内に住所を有する個人事業者で、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する事業者

(1) 中小企業基本法に規定する中小企業・小規模企業者

- (2) 主な収入を事業収入(営業等・農業)で申告した個人事業者 <a href="https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page010705.html">https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/page010705.html</a> (行方市 HP)
- ・チャレンジ事業者応援事業補助金(鉾田市)

対象: すべての条件を満たす方

- ・令和2年4月1日以前から市内に事業所を有している中小企業者等及び個人 事業主
- ・鉾田市暴力団排除条例(平成23年鉾田市条例第13号)第2条第1号から 第3号までの規定に該当しない者
- ・本補助金の申請日までに到来した納期限の鉾田市税を完納している者
- ・法令及び公序良俗に反しない事業を行う者
- ・令和3年度に実施した鉾田市中小企業等ビジネスモデル転換事業補助金の交付を受けていない者

https://www.city.hokota.lg.jp/page/page004855.html(鉾田市 HP)